

第 36 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成23年3月15日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 36 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成23年3月15日(火曜日)

午前10時42分開議

午前11時2分閉会

本日の会議に付した事件

(1) 付託議案の審査

出席委員(14人)

委員長	西岡勝成
副委員長	前川 收
委員	山本秀久
委員	村上寅美
委員	渡辺利男
委員	早川英明
委員	中原隆博
委員	馬場成志
委員	大西一史
委員	氷室雄一郎
委員	鎌田 聡
委員	吉永和世
委員	溝口幸治
委員	船田公子

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長	駒崎照雄
次長	谷崎 淳一
次長	内田安弘

首席環境生活審議員兼

環境政策課長	野田正広
環境保全課長	松島 章
水環境課長	田代裕信
水俣病保健課長	田中義人
水俣病審査課長	寺島俊夫

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上智彦

政務調査課課長補佐 小林昌樹

午前10時42分開議

○西岡勝成委員長 それでは、全員おそろいでございますので、ただいまから会議を始めたいと思いますけれども、3月11日に起きました東北地方の大津波、大地震、そして原発、いろいろ甚大な被害が出ておまして、被害者の皆様方、また亡くなられた方々につきまして心からお見舞いと御冥福をお祈り申し上げますとともに、救助活動に当たっておられる皆様方に心から敬意と感謝を申し上げて、会議に入りたいと思います。

ただいまから第36回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

委員の先生方におかれましては、急遽お集まりをいただき、感謝申し上げます。

前回の特別委員会で、和解協議の進展状況によりますが、県議会としての対応が必要となる場面が生じることについてお伝えをしておりました。

こうした中、本日、執行部から県議会に対し、ノーモア・ミナマタの各訴訟に係る和解議案の追加提案があり、本委員会に付託されました。

各裁判所における和解協議が、東京訴訟は3月24日、熊本訴訟は25日、近畿訴訟は28日に予定されております。本日は、それぞれの期日において、県として和解することを認めるかどうかという大変重要な議題について審議をいたします。

それでは、議題に入ります。

執行部から説明を受けた後、質疑を行いたいと思います。

なお、説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、駒崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、説明資料に基づき、田中水俣病保健課長に説明をお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 それでは、御説明を申し上げます。

知事が和解議案の提案理由を御説明いたしましたので、私からは経過等について御説明を申し上げます。

平成16年10月の関西訴訟最高裁判決において、公健法の判断条件とは別の基準により、原告の方々への損害賠償が認められたことなどを契機として認定申請が急増いたしました。これに対して、平成17年10月から、県は国と連携して、水俣病被害者の方々に安心して治療を受けていただくため、新保健手帳の申請受け付けを開始いたしました。

しかしながら、その後も認定申請は増加を続け、また、チッソ、国及び県を被告として、ノーモア・ミナマタ国賠訴訟等が提起されました。

この間、県議会におかれては、水俣病被害者の方々の早期救済実現のため、平成17年2月に水俣病対策特別委員会を設置いただきました。曲折はございましたけれども、県議会を初め多くの方々の御尽力により、平成21年7月に特措法が成立する一方、平成22年3月には熊本地裁から和解所見が示され、原告、被告双方が和解協議に入る旨の合意をいたしました。

この和解所見に基づき、平成22年5月から、第三者診断及び第三者委員会による判定を行ってまいりました。また、東京及び近畿の訴訟についても同様の手続が開始されました。

先般、最終の第三者委員会が行われ、3つの訴訟のすべての原告の判定が終了いたしました。

こうした経過を踏まえ、本日、和解議案を提出したものでございます。

次に、和解議案の概要について御説明いたします。

議案の内容は、第三者委員会において一時金等の対象者と判定された原告について、チッソ株式会社が一時金210万円を支給し、県が療養費及び療養手当を支給するとしております。また、同様の手続により、療養費の対象者と判定された方について、県が療養費を支給するとしております。いずれも県支出分の8割については国が負担することになっていますが、これは被告内部の負担割合でございますので、和解条項には出てまいりません。

議案には、和解の相手方等を記載しない形とさせていただきます。原告の方々のお名前や判定結果を記載しますと、その方々の症状が公開されることとなります。また、原告の方々が水俣病被害者であることも公開されることとなります。その結果、差別を受けられかねないおそれがあります。

和解議案で相手方等を記載しないことにつきましては、本県では初めてのことかと思いますが、総務省の見解は各県の判断であるとのことであり、全国21の都府県で既にそのような例がございます。さきに述べました事情をお酌み取りいただき、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それぞれの方の判定は、原告側が指名した委員を含めた第三者委員会全体の決定として行われております。県としては、公正な診断や判定が行われたと考えております。

診断や判定に携わられた方々にこの場をかりてお礼を申し上げますとともに、一日も早い救済を切望されている原告の方々の思いにこたえ、大きな課題の解決を図るため、和解議案について県議会の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 次に、田中水俣病保健課長。

○田中水俣病保健課長 それでは、説明資料に沿いまして御説明を申し上げます。

議案の御説明に入ります前に、そのもととなります和解案の概要につきまして御説明を申し上げます。

恐縮でございますが、お手元の説明資料の4ページをお願いいたします。

本県といたしましては、4ページに記載をしておりますノーモア・ミナマタ3訴訟の和解の概要、この内容を受け入れて、また、原告の方々も受け入れていただけるものと考えております。

まず、1の一時金及び加算金の支給についてでございます。

(1)の一時金につきましては、チッソが、1人当たり210万円を支給する。(2)一時金に加算する額として、チッソは、ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟において29億5,000万円、近畿訴訟において3億円、東京訴訟において2億円を支給いたします。

2の療養手当及び療養費の支給についてでございますけれども、本県は、熊本県が払うべき原告のうち、①一時金等対象者の方に療養手当及び療養費、②療養費対象者の方に療養費を支給いたします。

当然ながら、鹿児島県が払うべき原告の方につきましては、鹿児島県が療養手当及び療養費を支給することとなります。

3の地域振興等についてでございます。

(1)国及び熊本県は、地域の振興、健康増進事業等の実施に努めることとしております。

(2)また、国は、水銀と健康との関係を明らかにする調査研究とその手法の開発に努めることとしております。

4のチッソの取り組みについてでございます

す。

チッソは、一時金等の支給を行うために、特措法に規定をします措置を実施することとしております。

5の紛争の解決についてでございます。

(1)原告の方々は、裁判や認定申請などの取り下げを行っていただき、水俣病の被害に係るすべての紛争を終了させることをお約束いただきます。また、(2)原告の方々は、今後、水俣病の被害に係るすべての紛争を行わないこともお約束をいただきます。

6の謝罪についてでございます。

国、県及びチッソは、原告の方々に対して謝罪の意を表することとしております。

以上が和解の主な内容でございますが、このうち、主要な部分につきまして議案として提出をさせていただいております。

恐縮でございますが、資料の1ページの方にお戻りいただけますでしょうか。

それでは、議案について御説明をいたします。

まず、議案第103号、熊本地裁に提訴をされておりますノーモア・ミナマタ国家賠償等請求事件の和解についてでございます。

原告大石利生さんほか2,465人の方々と和解をさせていただきたいと考えております。

和解事項につきましては、先ほど和解の概要で説明をした内容とほぼ同じでございますので、説明を省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。

次に、議案第104号、ノーモア・ミナマタ近畿国家賠償等請求事件の和解についてでございます。

原告西川成代さんほか306人の方々と和解をさせていただきたいと考えております。

和解事項につきましては、一時金に加算される3億円以外のほか、すべて1ページと同じ内容でございます。

3ページをお願いいたします。

最後が議案第105号でございます。ノーモ

ア・ミナマタ東京国家賠償等請求事件の和解についてでございます。

原告山本昭彦さんほか193人の方々と和解をさせていただきたいと考えております。

和解事項につきましては、これも、一時金に加算される2億円以外、すべて1ページと同じでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○渡辺利男委員 長い間水俣病被害者として苦しんでこられた方々からすると、この内容では本当は不十分なのかもしれませんけれども、生きているうちに何らかの救済をという多くの方々が、これで了としていただけるならば、もう私どもは何も言うことないと思います。私もこの内容を了としたいと思いますし、また、被害者の皆さんの立場に立って、この議案の中で、名前を明らかにしないという取り扱いについても私は了としたいと思います。

ただ、一言執行部の皆さんにお願いしたいのは、知事が本会議でもきちんと言われましてけれども、この和解でもって水俣病問題がもう終わるのではないということだけはぜひ行政として肝に銘じていただいて、まだまだ未解決の事項もありますし、今後新たな問題も生じてくるかもしれませんけれども、ぜひこれからも真摯に対応させていただきたいということをお願い申し上げて、要望にかえさせていただきます。

以上です。

○西岡勝成委員長 要望でございますね。

○渡辺利男委員 はい。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 非常にこの3訴訟の和解ということで大変重たいこれは議案であります。いろいろ協議をする中で、原告団もこれを当然受け入れていただけるということで今回出されているということでの認識でいいのではないかなというふうに思いますが、その点をもう一回確認をしておきたいということと、我々が議決をするに当たっては、もう一回そこをきちっと確認をしておきたいということが1つ。

それから、あと、和解の概要の中でのこの6番の謝罪のところですけども、やはりこういう金銭的なこともいろいろありますけれども、やはりそういう原告の皆さんに対するこの謝罪の気持ち、その誠意といいたいまいか、そういったところがやっぱりしっかり伝わるような形でなければならないというふうに思います。その辺に対する思いをしっかりと込めていただきたいということは、この和解に当たってですけども、お願いをしておきたいというふうに思います。

さっきの点に関して、環境生活部長いかがでしょうか。

○駒崎環境生活部長 お2人の先生から御意見いただきましてありがとうございます。

御質問の方から先にお答えいたしますと、原告団も受け入れるという前提のもとで、十分な事前協議の中での原告とのすり合わせの中でそういう確認がとれて、議案の提出に踏み切ったものでございます。

昨日、環境省の小林上席参与も知事をわざわざ訪ねておいでになりまして、それぞれの和解期日に和解ができるよう国も県も精いっぱい努力をしましようという発言の中で、県としても手続を進めてほしいというふうな

御指示でございます。

県議会が、原告団総会に先駆けて、和解を受け入れるという意味を表明していただくことは強いメッセージとして原告団にも伝わるものと確信しておりますので、和解期日における和解は十分な可能性があり、和解成立できるものと考えております。

それから、御要望という形でございましたけれども、渡辺委員からも大西委員からも御発言ございました。知事が県議会の本会議の答弁で申し上げましたように、水俣病の教訓を知事が3点に分けて答弁いたしました。我々県職員、その答弁を肝に銘じながら聞いておりましたので、決して和解によって、あるいは特措法による救済によって物事が片づいたというふうには決して考えずに取り組んでまいります。

今後ともよろしく御指導お願いいたします。

○西岡勝成委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 ほかに質疑がないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第103号、第104号、第105号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第103号、第104号、第105号について原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 異議なしと認めます。よって、議案第103号、第104号、第105号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本日の議題はすべて終了をいたしました。

なお、本委員会に付託されました調査事件については、前回の委員会で調査を終了することについて御了承をいただいておりますので、その旨議長に報告することといたします。

閉会に当たりまして、本委員会の審査は今回で最後になりますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本委員会は、平成19年5月に設置されて以来、この4年間、前川副委員長とともに、一日も早く被害者の方々の救済が図られるようにとの強い思いで務めてまいりました。各委員におかれましても、同様の思いで、終始一貫して熱心に御議論をいただき、心から感謝を申し上げたいと思います。

その結果、ノーモア・ミナマタ各訴訟において、県として和解することに御賛同をいただきました。これにより、原告の方々の早期救済と、平成16年の最高裁判決後の大きな課題の解決が図られるものと思います。

24日からそれぞれの裁判所において最終の和解協議が行われ、県議会の議決に基づき、必ず和解が成立するよう執行部に対しましてもお願いをいたしておきます。

また、原告の方々も、県民の代表であります県議会の意思を十分尊重して御判断をいただくようお願いをいたしておきます。

さらに、特措法の救済においても、主な被害者団体が3月23日にチッソ株式会社と紛争終結の協定を結ぶ意向とのことであり、被害者救済が大きく前進していると確信をいたしております。このことにより、本委員会の責任の一端を果たすものと考えております。

しかし、水俣病問題の解決のためには、被害者救済とあわせて、地域の保健、医療、福祉の充実や地域振興が必要であります。また、チッソは、加害者責任を改めて自覚し、事業再編後も、補償責任を完遂するとともに

に、地域の振興にも力強く寄与する必要があります。チッソはこのことを深く認識して、今後も、水俣病問題の全面解決に向けて、しっかりと取り組むことを強く要望をいたします。

県議会と執行部においても、今後とも、より一層連携を図りながら、水俣病対策に取り組んでいく必要があると思いますので、申し上げます。

それから、最後になりますけれども、今期をもって県議会議員を勇退されます本委員会の渡辺先生、中原先生、船田先生並びに執行部の松島環境保全課長には、長きにわたり本委員会において貴重な御意見、御提言を賜り、まことにありがとうございました。おかげさまで、県政の最重要課題でありました水俣病問題も解決に向けて着実に進んでいると思っております。今後とも御健勝にて県政についてもいろいろと御指導賜りますようお願い申し上げます。

長い間ありがとうございました。

前川副委員長、一言。

○前川収副委員長 委員長の補佐として4年間頑張らせていただきました。委員の皆さん方の御協力に感謝を申し上げますとともに、執行部の皆さん方、本当に、職務とはいえ、心を込めてこの問題に真剣に取り組んでいただいたこと、また、いろんな御苦勞もなされたことも仄聞しております。そのたくさんの方の御苦勞に対して心から敬意を表し、県民の一人として感謝を申し上げたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

○西岡勝成委員長 どうもありがとうございました。

これをもちまして本委員会を終了させていただきます。

午前11時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長